

学校法人湯梨浜学園

理 事 会 御中

評議員会 御中

令和 5 年度監査報告書

私たち学校法人湯梨浜学園の監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人湯梨浜学園寄附行為第 7 条に基づき、学校法人湯梨浜学園の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況について監査いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事からの業務の報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、計算書類につき検討を加えました。

監査の結果、学校法人湯梨浜学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

令和 6 年 5 月 13 日

監 事 古川 嘉彦

監 事 谷 口 宗弘

独立監査人の監査報告書

令和6年5月23日

学校法人 湯梨浜学園
理事会 御中

野口和嵩公認会計士事務所

公認会計士

野口 和 嵩



私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成28年6月3日付け鳥取県告示第399号に基づき、学校法人湯梨浜学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人湯梨浜学園の令和 6 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上